変動金利定期預金規定

〈非自動継続型〉

第１条（預金の支払時期）

（１）この預金は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

（２）預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合の満期日は、この預金の全部について預入日の１年後の応当日（据置期限満了日）から証書記載の満期日（最長預入期限）までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。

① 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

② 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

第２条（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

第３条（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書記載の中間利払利率（前記第２条により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合の利息は、前記①にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（前記第２条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第３条第１項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第５項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算（複利型のこの預金については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

① 預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×５０％

ｂ．１年以上３年未満……約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×４０％

ｂ．１年以上１年６か月未満……約定利率×５０％

ｃ．１年６か月以上２年未満……約定利率×６０％

ｄ．２年以上２年６か月未満……約定利率×７０％

ｅ．２年６か月以上３年未満……約定利率×９０％

前記②のＡ、Ｂのａ～ｅの利率は、小数点第４位以下は切捨てます。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第４条（規定の適用）

この預金には、本規定のほか、定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上

〈自動継続型〉

第１条（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に前回と同一の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については、自由金利型定期預金）の店頭表示利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第２条（預金の支払時期等）

（１）預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部について預入日の１年後の応当日（据置期限満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から証書記載の満期日（最長預入期限）までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申出のない場合、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

第３条（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第３条および第４条第１項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（Ｍ型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については、自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

第４条（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書記載の中間利払利率（前記第３条により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座に入金します。

② 中間利払日数および証書記載の利率（前記第３条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第１条第２項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。

③ 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合の利息は、前記①にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。指定された満期日から１か月以内に解約する場合も同様とします。

（３）この預金を定期預金共通規定第３条第１項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第５項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算（複利型のこの預金については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

① 預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×５０％

ｂ．１年以上３年未満……約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×４０％

ｂ．１年以上１年６か月未満……約定利率×５０％

ｃ．１年６か月以上２年未満……約定利率×６０％

ｄ．２年以上２年６か月未満……約定利率×７０％

ｅ．２年６か月以上３年未満……約定利率×９０％

前記②のＡ、Ｂのａ～ｅの利率は、小数点第４位以下は切捨てます。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第５条（規定の適用）

この預金には、本規定のほか、定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上